

介護老人保健施設 かまくら 利用料金表

訪問リハビリテーション

3級地 地域単価10.83

★要介護1～5

単位：円 令和3年5月より

負担割合	1割	2割	3割	摘要
訪問リハビリテーション費 (1回につき)	333	665	998	リハビリテーション計画に基づき、医学的管理・医師の指示のもと、必要なリハビリテーションを理学療法士・作業療法士、又は言語聴覚士が行った場合

★その他 加算料金

単位：円 令和3年5月より

負担割合		1割	2割	3割	
短期集中リハビリテーション実施加算	1日	217	434	650	医療機関退院、又は介護保険施設から退所した日から3月以内にリハビリテーションを集中して行った場合
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	1月	195	390	585	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、PTOT又はSTが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	1月	231	462	692	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、PTOT又はSTが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行い、又厚生労働省(LIFE)に情報提出した場合
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	1月	488	975	1,462	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、医師が利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	1月	523	1,046	1,569	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、医師が利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行い、又厚生労働省(LIFE)に情報提出した場合
医師診療減算	1回	-55	-109	-163	当該施設の医師が利用者に対して診療を行っていない場合
サービス提供体制強化加算I	1回	7	13	20	訪問リハビリを実施するPTOT又はSTの中で、勤続年数7年以上の者が1名以上いる場合